

産業機械コーナー出品規定変更

8/1(土)開催分より、産業機械コーナーの出品規定を下記の通り変更させていただきます。

出品基準

- (1)全ての物品の製造番号、あるいは車体番号を打刻、または、コーションプレート(ステッカー)にて確認できること。また、その製造番号、あるいは、車体番号に改ざん等がないこと。
但し、製造時から製造番号、あるいは車体番号が無い物品も一部出品を受付ける。(ミッション単体・タイヤ等)
*製造番号とは、各出品物品の製造番号のこと。
*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
- (2)出品事前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他の対象となっていないことを確認していること。また、成約時には、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を全ての出品物品に提出すること。
***製造時から製造番号、あるいは車体番号の無い物品に関してのみ、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に型式・製造番号を記載しなくても受付ける。(ミッション単体・タイヤ等)**
- (3)出品商品の完全な所有権を出品者(出品店)が有していること。

成約後の提出書類

- ※下記提出書類は、産業機械(車両系機械・建機系機械・農業機械・フォークリフト)の全ての物品に提出義務を課すものとする。
- (1)譲渡書(出品店名義のもの)(販売証明書も可)
- (2)「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」**(建機工の譲渡書があるものは提出不要)**
※アライAAのホームページ「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。
- (3)その他、譲渡書類があるものは、必要書類を添付する。

出品に関する細目規定

- ※産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)で物品が下記内容に該当する場合は、出品不可となる場合がある。
また、下記に記載が無い場合でも、アライAAの判断により出品ができない場合がある。
- (1)アライAA小山が貸し出すフォークリフトを正規に使用して、安全に積み降しができない場合。
但し、自走にて積み降ろしをする場合は、この限りではない。
- (2)燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライAAが危険と判断した場合。
- (3)出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
- (4)出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合。
(カギ・バッテリー・燃料タンク 等)
- (5)部品、装備品が取り外された(分解)状態での場合。
但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合はこの限りではないものとする。
- (7)機械に付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
- (8)建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
- (9)梱包されていて中身の確認ができない場合。
- (10)製造番号、車体番号の確認が明確にでないときアライAAが判断する場合。
但し、製造時から製造番号、あるいは車体番号が無い物品は製造番号が無くても出品を受け付ける。
(ミッション単体・タイヤ・建機用アタッチメント 等)
- (11)盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
- (12)セットとして出品する場合。
- (13)所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付きの場合。
- (14)バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライAAが不十分と判断した場合。

※エンジン単体・ミッション単体を出品する場合は、専用の台座、あるいはパレットの上に固定して出品すること。

※エンジン・ミッションは連結での出品は不可とする。

※タイヤを出品する場合は、1台分までを上限にセット出品可能とする。

※出品された品物をフォークリフトで移動する際に付いた傷等に関して、アライAAは一切の責任を負わないものとする。

※セニアカー・ゴルフカート・バギーを出品する際は、車検証等の登録書類は無いものとして扱うものとする。

※物品(パーツ)として区分する出品物は非クレーム対象とする(クレーン単体除く)。

出品可能物品画像一覧

出品可能な車両系機械・建機系機械は下記の物品に限定します。

また、下記に記載する商品であっても製造番号が確認できない物品は出品不可とします。

但し、製造時から製造番号、あるいは車体番号が無い物品は製造番号が無くても出品を受け付けます。(ミッション単体・タイヤ等)

※下記に記載した物品であってもアライAA判断により出品ができない場合があります。

※産業機械専用出品票の表紙に記載のある内容と一部異なりますので、ご注意をお願いします。

車両系機械

H27.8.1(土)～出品可能となる物品

※物品(パーツ)として区分する出品物
(エンジン単体、ミッション単体、タイヤ)は非クレーム対象とします。※

エンジン単体



ミッション単体



タイヤ



セニアカー



※エンジン単体・ミッション単体は専用台座、あるいはパレットの上に固定して出品すること
※エンジン・ミッションは連結での出品は不可

ゴルフカート



バギー



ジェットヒーター



スポットクーラー



スーパー



タイヤチェンジャー



ホイールバルancer



オイルチェンジャー



除雪機



クレーン単体
(車両積載型)※



※但し、ミニクレーン・ヒアブタイプクレーン・クレーンジャッキ単体・船舶用クレーンは出品不可

建機系機械

ランマー



プレート



コンクリートカッター



投光機



発電機



溶接機



コンプレッサー



洗浄機



建機用アタッチメント

